

○木村委員長

皆さん、おはようございます。

緊急事態宣言がまだ解除されていない1都3県でありますけれども、千葉県以外は確実に感染者数が減少しております。千葉県も一日も早く収束に向かってくれればと願っております。

議会も一般質問が終わり、本日より、総務常任委員会が開催されます。各委員の皆様におかれましては、当委員会に付託されました議案に活発な質疑をしていただきますようお願いいたします。委員長挨拶といたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に木内文雄委員、新見準委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、2件です。

議案第3号、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第3号、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案7ページ、議案説明資料7ページをお願いします。

この条例は、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例、また、八街市下水道事業の設置等に関する条例及び八街市水道事業の設置等に関する条例の3条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

初めに、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例第2条及び第3条において、前年10月1日から3月31日までの期間分の財政事情の公表は5月1日に、4月1日から9月30日までの期間分の財政事情の公表は11月1日に、それぞれ行うこととなっております。

また、八街市下水道事業の設置等に関する条例及び八街市水道事業の設置等に関する条例において、それぞれの業務状況説明書類の作成は、4月1日から9月30日までの期間分は10月31日までに、10月1日から3月31日までの期間分は4月30日までに作成し、地方公営企業法により、市長に報告し、報告を受けた市長が公表することとなっていることから、さきの一般会計の財政事情と併せて公表しております。

しかし、現行条例の日程ですと、一部見込値で公表せざるを得ないことから、市民に正確な財務状況の判断資料としていただくために、確定値で公表ができるよう、公表期日等を見直すもので、公表期日は、5月1日を6月1日に、11月1日を12月1日に、また、企業会計の業務状況説明書類の作成については、4月1日から9月30日までの期間分は、10月

31日までであったものを11月30日までに、10月1日から3月31日までの期間分は、4月30日までであったものを5月31日までに、それぞれ改正するものでございます。

なお、令和3年4月1日から執行するものです。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第3号、八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定いたしました。

歳入全款について提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、歳入全款につきましてご説明いたします。補正予算書12ページをお願いします。

2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税は、補正前の額から138万8千円を増額し、738万8千円とするもので、交付額の決定に伴う増額です。

今年度収入分738万8千円のうち、109万3千487円を市道沿いの森林整備業務に、7万5千900円を森林クラウド使用料に充当し、残額621万8千613円は、基金に積み立て、今年度事業に充当いたします。

続いて、7款1項1目地方消費税交付金と、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収見込額について、県からの情報に基づき、予算上減額しておくものでございます。

12款1項1目地方交付税は、特別交付税において、令和元年度災害分の精算による減額となります。

13ページに参りまして、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から8千757万6千円を減額し、34億6千82万6千円とするもので、支出見込額の減や、交付確定に伴う減額となります。

2目衛生費国庫負担金は、対象者の増に伴う未熟児養育医療費負担金の増額です。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、補正前の額から923万4千円を増額し、2億7千980万1千円とするもので、1節社会福祉費補助金は、生活保護医療費扶助適正化等支援業務の完了見込みに伴い、生活困窮者就労準備支援事業等補助金の減。

3節児童福祉費補助金は、ひとり親世帯等臨時特別給付金給付事業費の増に伴い、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を増額いたします。

3目衛生費国庫補助金は、ごみ焼却施設の長寿命化総合計画策定業務と基幹的設備改良工事発注支援業務の事業費決定に伴い、246万円の減額。

5目消防費国庫補助金は、交付額確定に伴う消防団設備整備費補助金の減額となります。

14ページに参りまして、6目教育費国庫補助金は、補正前の額から50万1千円を増額し、3億2千505万7千円とするもので、2節中学校費補助金が、特別支援教育就学奨励費の見込額に伴う減額。

5節学校保健費補助金が、幼稚園の感染症対策として1園あたり50万円の交付を受けるものとなります。

次に、3項委託金、1目総務費委託金は、個人番号カード交付事業事務費の見込みに伴う減額となります。

次に、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から1千361万7千円を減額し、11億1千870万円とするものです。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減分に対する県負担金の増額と、国庫支出金同様に、支出見込額の減や交付確定に伴う減額となります。

15ページに参りまして、2目衛生費県負担金は、対象者の増に伴う未熟児養育医療費負担金の増。3目県移譲事務交付金は、交付額決定に伴う減額です。

次に、2項県補助金、1目総務費県補助金は、令和元年度の台風等により破損したコミュニティー施設の修繕完了精算による再建支援事業補助金の減額となります。

3目衛生費県補助金は、補正前の額から3万円を減額し、7千467万1千円とするもので、2節健康増進費補助金は、骨髄移植ドナーへの支援として、2分の1補助、1件分の計上。4節公害対策費補助金は、交付額決定に伴う減額。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から8千678万8千円を減額し、7億4千99

6万9千円とするもので、支出見込額や補助金交付決定に伴う減額となります。

6目土木費県補助金は、令和元年度から繰り越した台風等による被災住宅修繕緊急支援事業に対し、今年度に追加交付される見込額の計上となります。

7目消防費県補助金は、補正前の額から352万2千円を増額し、863万7千円とするもので、1節消防施設費補助金は、対象事業に防護衣購入を追加したことによる増額。2節防災費補助金は、地域防災力向上総合支援補助金の対象に、防災備蓄倉庫整備を追加し、上限500万円のうち、自主防災組織整備事業費資機材購入費補助金である150万円を除く350万円を計上するものです。

16ページに参りまして、8目教育費県補助金は、市内9小学校で使用する学習ソフト使用料に充当する補助金で、2分の1補助、1校あたり限度額11万円の計上です。

次に、18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、文違地先と大谷流地先の赤道の売払収入の計上となります。

19款1項1目寄附金は、補正前の額から2千45万6千円を増額し、7千245万6千円とするものです。やちまた応援寄附金は、通常分1千936万8千円、災害支援分25万円、新型コロナウイルス感染症対策分80万円の増額計上です。また、野球場建設指定寄附金は1件、3万8千円の計上で、令和2年度末現在高は、約304万円の見込みとなります。

次に、20款繰入金、1項繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から1千994万3千円の減額となり、令和2年度末の財政調整基金残高は、約16億96万4千円となる見込みです。

17ページに参りまして、2項特別会計繰入金は、2目後期高齢者医療特別会計繰入金、3目国民健康保険特別会計繰入金、ともに過年度の精算による繰入れです。

22款諸収入、5項雑入、3目雑入は、補正前の額から396万8千円を減額し、1億946万5千円とするもので、児童発達支援事業費収入は、つくし園の利用者減に伴う減額。未熟児養育医療費負担金は、対象者の増に伴う増額。スポーツ振興くじ助成金は、事業中止に伴う減額となります。

23款1項市債、3目衛生債は、ごみ焼却施設の長寿命化総合計画策定業務などの事業費決定に伴う精査による減額。

5目土木債は、八街駅前広場街灯LED化工事を、充当率90パーセント、交付税措置30パーセントの地域活性化事業債を活用し、200万円の増。

6目消防債は、水槽・小型動力ポンプ付積載車整備事業が、事業費決定による減額。新型コロナウイルス感染症対策としての防災備蓄倉庫整備を、充当率100パーセント、交付税措置70パーセントの緊急防災減災事業債を活用し、1千180万円の増額。

7目教育債は、交進小学校浄化槽改修事業を充当率75パーセント、交付税措置50パーセントの大規模改造事業債を活用し、140万円の増。

18ページに参りまして、八街南中学校屋内運動場改修事業と、9目災害復旧事業債が事業費決定による減額。

10目減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方消費税交付金などの減収見込額相当分の借入枠を確保するために、充当率100パーセント、交付税措置75パーセント、1億2千310万円を計上いたします。

以上をもちまして、議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算第8号歳入全款の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、お伺いいたします。

12ページの地方交付税についてお伺いするところなんですけど、これは2億2千400万円の減ということで、令和元年度の災害分の精算ということのようなんですけども、5億円の特別交付税のうち、実質的には2億7千600万円の災害時の交付金であったと。約半分の返納となるわけなんですけども、災害復旧は確実に対応できてきたのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○會嶋総務部参事

今、ご質問の中でありましたとおり、今回、特別交付税が大きく減という形になっておりますが、令和2年度の予算を組む昨年の今頃は、令和元年度の災害復旧分として、令和元年度分の特別交付税と、さらに繰越しをしていた都合で、令和3年度も特別交付税を多く見込んでいました。実際は、そのほとんどが、令和元年度中に収入となっております。それで、約2億2千400万円程度が、令和元年度分のこの災害分に対する交付税として処理されております。

それで、今現在、ほぼ、ほぼというのは、一部住宅の関係のものがまだ残っております。これが数件というか、まだちょっと事務が進んでおりませんので、残っているということを担当課の方から聞いております。それ以外については、ほぼ完了しているのと、あと、農林水産の方の農業経営者の方々の分、これについても、まだ一部さらに繰り越す可能性があるかと。当時は、令和元年で組んだものを一度減して、令和2年に積み直しして、令和2年度分として今事業を進めているところを、今回、一部繰越しという形で、さらに進めていくという、この大きな2点はちょっと残っている状況で、そのほかについてはほぼ完了していることになっております。

○丸山委員

今、参事の方からの説明があったように、住宅等は、まだ改修がされていないと。改修というか、手だてがされていないのではないかなというのを感じているんですけども、ここでこれだけの返納をしてしまっているのかなというふうに感じますけれども、住宅等はいつぐらいまでに手だてができるのか、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○飯田都市計画課長

被災住宅の支援の関係という形だと思うんですけども、被災住宅の修繕緊急支援事業補助金という形で、令和元年度から事業を行っていたわけなんですけれども、こちらの方につきましては、事業としては、1月29日をもって、受付の方は終了という形を取っております。

現在、実績報告、そういったものが上がるのを待っている状態という内容ですので、事業としては完了させていただいて、内容としましては、罹災の証明書、そちらの方がおおむね3千件程度あった中で、そのうちの約1千件、約3割の方から申請をいただいたという内容になっております。ある程度、その辺は、広報活動等も行った中で、1月29日をもって終了という形で進めさせていただいておりますので、内容としては以上という形になります。

○木村委員長

ほかに質疑はありますか。

○石井委員

はい。すみません、2点ほど、ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

予算書の16ページでございますけども、財産売却収入ということで、参事の方からご説明をいただきまして、ありがとうございます。

土地の売却収入ということで計上されているんですけども、また次年度に向かって適正な財政、歳入の確保ということで、今後とも市有財産の売却を図っていくという、この方向性の一環かなというふうにも理解しているんですが、この文違地先、大谷流地先の赤道の、たしか売却ということでご説明があったと思うんですけども、その背景について、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○中込道路河川課長

こちらの赤道につきましては、現在、赤道としての機能がなく、将来的にも、機能を確保する必要がない場所でございますので、地権者の申請から、用途廃止をして、払下げの手続をしたものでございます。

○石井委員

今後、例えば、そのような地元からの要望だとか相談があった場合は、このような形で土地の売却の収入に取り組んでいくということの方向でよろしいのでしょうか。例えば、事業が重なったときでも結構なんですけど、どういう方向性になりますか。

○中込道路河川課長

こちらにつきましては、地権者、隣接する地権者からの申請に基づいて行うものですので、今後もそういう申請があれば、適正に判断して対処していきたいと思っております。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

続いて、もう一問、17ページの市債について、ちょっとお聞きさせていただきたいと思っております。

6目の消防債。この中の防災備蓄倉庫整備事業ということでご説明があったんですけども、

ちょっとコロナ対策等という説明があったと思うんですが、この場所とか、その内容とか経緯について、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○宮澤防災課長

場所につきましては、中央公民館とスポーツプラザの2か所に設置する予定です。それで、これにつきましては、コロナ関係で、今回、うちの方で段ボールベッドとか、あと、飛沫防止の段ボールパーティションを買ったんですが、かなり容積を取るといふか、場所を取るので、現状のちょっと備蓄倉庫では、もう保管し切れなくなりまして、一時的に中央公民館に仮置きをしたりしているんですけども、その保管等を考えております。

○石井委員

例えば、スポーツプラザも防災倉庫がありますよね、あそこ、たしか2つあったかなと思うんですけど、中央公民館も手狭になってくると思うんですけど、駐車場のどの辺の位置とか、その予定が分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○宮澤防災課長

中央公民館につきましては、以前のふれあいバスのターミナルがあったところ、幹部交番の方です。あそこに設置しました。スポーツプラザにつきましては、現状、備蓄倉庫が1つあるんですけども、そのちょうど隣になります。

○石井委員

もう設置は終わって、これからですよ。コロナ対策ということですけど、コロナ対策を含めてということですよ。今後も例えばそういったことが想定されるときにということで、余裕のある備蓄倉庫の確保というような理解でよろしいでしょうか。

○宮澤防災課長

そうですね、今回造ったものは、今まで整備している備蓄倉庫に比べて、かなり大きいものを整備していますので、それ以外についても、これから活用していけると考えております。

○石井委員

分かりました。ありがとうございます。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、15ページの農林水産業費県補助金のところで、8千97万3千円の減となっておりますが、これはどういうことで減となってきているのかお伺いいたします。

○相川農政課長

減額の主な理由につきましては、大規模に施設園業を行っている農業法人があるんですけども、そこから当初上がった見積りで事業費を見込んでおったんですけども、いろいろ他社からの新たな見積書を徴したところ、大幅に価格が下がったということで、かなりの減額が、これが主なものとなっております。

そのほか、農業ハウスのビニールの貼り替えなど、軽微な修繕において、自力で自分で施工

しましたということで、事業の一部取下げ。また、倉庫などの建て替えにおいても、事業の取下げがあったことによりまして、減額をするものです。

○丸山委員

これ、減の対象は何件ぐらいでしょうか。

○相川農政課長

大きなものでいきますと、先ほど言いました農業法人、これが1件。その1件で、約6千200万円ぐらい減額になっております。そのほか倉庫の建築の取下げということで2件、これで1千万円を超えた減額となっております。

○丸山委員

分かりました。

それと、今伺いました土木費県補助金のうちの被災住宅修繕緊急支援事業補助金、これ3千500万ということで計上されておりますが、これはどのような内容なんでしょうか。

○飯田都市計画課長

こちら被災住宅修繕緊急支援事業補助金なんですけれども、こちらの方、今年度の事業として行っている内容が、令和元年度からの繰越し、令和元年度から令和2年度にかけての翌年度繰越しという形で3億9千580万6千円の額を繰り越したわけなんです、そのうちの国庫支出分、それが約1億4千900万円。それから、県支出金として2千575万4千円。その他一般財源という形になるわけなんですけれども、そのうちの県の支出金、こちら県からの補助金ですね、こちらの方の額というものが、不足、追加交付分という形で要求していますので、その分を今回3千500万円として計上させていただいた内容になります。

○丸山委員

そうしますと、先ほど1千件ほどの申請があったと。住宅改修に関してね。その中の一部であるということで考えて、よろしいんですか。

○飯田都市計画課長

おっしゃる内容のとおりでございます。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。この後、議案第9号のうち、歳出及び地方債についての審査を行いますので、関係する職員以外は退席して結構です。

では、次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○日野原議会事務局長

それでは、令和2年度議会費の補正予算についてご説明いたします。補正予算書の19ページ

ジをご覧願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費につきましては、補正前の額から 20 万円を減額し、補正後の額を 2 億 5 0 3 万 5 千円にしようとするものです。これは、一般職人件費のうち、職員時間外手当の減額補正によるものです。

以上で、1 款議会費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出 2 款 1 項 1 0 目及び 3 項を除く総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順に願いたします。

○片岡総務部参事

2 款総務費、1 項総務管理費について説明いたします。補正予算書 19 ページを願いたします。

1 目一般管理費は、補正前の額から 50 万円を減額し、補正後の額を 7 6 億 8 千 1 6 4 万 4 千円とするものでございます。

説明欄を願いたします。

一般職人件費は、時間外勤務手当の配分調整のため、総務管理費に係る時間外手当を減額するものでございます。

以上です。

○渡邊企画政策課長

続きまして、1 目諸費につきまして説明いたします。19 ページをご覧ください。

補正前の額に 3 千 6 万 2 千円を増額し、補正後の額を 1 億 8 千 1 9 5 万 5 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

事務改善推進費として 6 万 1 千円を減額し、これは 1 節行財政調査会委員報酬の減であり、開催回数の減によるものでございます。

次に、19 ページ、20 ページをご覧ください。

応援寄附金によるまちづくり基金費として、3 千 8 万 5 千円を増額し、これは歳入ベースでふるさと納税であります、やちまた応援寄附金が 2 千 4 1 万 8 千円の増額となり、これに伴い、歳出として事務経費の不足が生じ、役務費中、通信運搬費が 1 7 8 万 6 千円、委託料では、ふるさと納税支援業務が 5 3 2 万 2 千円、ふるさと納税包括業務が 3 4 9 万 5 千円などの増であります。

また、24 節応援寄附金によるまちづくり基金積立金 1 千 9 3 6 万 8 千円は、収入済額と当初予算額の差分及び 3 月までの収入見込額を計上いたしました。

次に、野球場建設基金費 3 万 8 千円は、歳入予算に計上しました指定寄附金と同額計上であります。

以上で、11 目諸費の説明を終了いたします。

○片岡選挙管理委員会事務局長

続きまして、4 項選挙費について説明します。補正予算書 21 ページになります。

2 目選挙啓発費は、補正前の額から 22 万 6 千円を減額し、補正後の額を 20 万 4 千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

選挙啓発費のうち、主なものは、報償費 9 万 5 千円は、明るい選挙推進協議会委員の欠員分 3 万 5 千円の減額及び毎年実施している小学校等での模擬投票が新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、中止となったことから、主権者教育講師としてお願いしている弁護士謝礼 6 万円の減額。需用費 13 万円は、模擬投票の中止に伴い、児童等への記念品代の減額が主なものです。

以上、2 款総務費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、20 ページのふるさと納税支援業務に関してなんですけれども、先ほど説明の中では 2 千万強の増額のふるさと納税があったということのようですが、何件ぐらいの増になったのか、また、合わせて何件ぐらいの方からの寄附金があったのか、お伺いいたします。

○渡邊企画政策課長

昨年の 12 月末までのふるさと納税の通常分といたしましては、4 千 204 件、額として 6 千 171 万 8 千円の収入がございました。それ以外で、おととの災害分ということで、ご寄附をいただいております。3 件、25 万円ほどございました。

それから、あと、今年度、コロナ関係で寄附金を募っております。そのコロナ分として、4 件、80 万の寄附がございまして、トータル 4 千 211 件、6 千 276 万 8 千円、これが 12 月末までの状況でございます。

それから、あと、おおむねこの 3 月までにどのくらい入るかというのを推計しまして、プラスで約 670 件ほど、965 万円ほどの増額を見込んだ次第でございます。

以上でございます。

○木村委員長

質疑はありますか。質疑はほかにありますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出 4 款衛生費の内、1 項 7 目について、提案者の説明を求めます。

○渡邊企画政策課長

補正予算書28ページをご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、7目上水道費につきまして、説明いたします。

補正前の額から30万6千円を減額し、補正後の額を1億8千165万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費として、30万6千円を減額し、この内訳として、18節印旛広域水道事業児童手当補助金2万3千円の減は、人事異動に伴う対象職員の変更によるものであり、23節印旛広域水道事業一般会計出資金28万3千円の減は、令和2年度で八ッ場ダム基金事業が完了したことによる構成団体への依頼額の減少によるものです。

以上で、2款衛生費の説明を終了いたします。ご審議のほど、お願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8款消防費についてご説明いたします。補正予算書の32ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目防災費につきましては、既定の予算から314万4千円を減額し、補正後の額を9千579万6千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

防災費12節委託料314万4千円の減は、国土強靱化地域計画策定業務の業務確定による減額でございます。

2目広域消防組合費は、既定の予算から25万9千円を減額し、補正後の額を12億3千295万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

佐倉市八街市酒々井町消防組合費、18節負担金補助及び交付金25万9千円の減は、令和元年度借入地方債利子償還金確定による分担金の減額でございます。

3目非常備消防費は、既定の予算から196万7千円を減額し、補正後の額を1億790万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

消防設備整備事業費、17節備品購入費121万7千円の減は、消防自動車購入の業務確定による減額でございます。非常備消防運営費66万9千円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大による各種事業の中止に伴う減額であり、視察研修の中止による自動車借上料の減。

印旛支部消防操法大会の中止に伴う、千葉県消防協会印旛支部負担金の減などがございます。

33ページに移りまして、出初式開催費8万1千円の減は、新型コロナウイルス感染症の拡大による、出初め式の中止による減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、32ページの防災費で、国土強靱化地域計画策定業務311万4千円の減ということなんですが、これは予算では768万9千円だったということで、約、半分以下の結果になっているわけなんですけれども、これはどういう形でこういうような減となったのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

こちらの委託業務につきましては、一般競争入札で契約をしまして、それで減額になったというものです。

○丸山委員

それで、これ、一般競争入札をしたのは、もっと早い時期だったと思うんですね。なぜ、この時期、この3月で減額になったのか、本来ならもっと早い時期に、これ減額するべきではなかったかなというふうに思いますが、いつぐらいの入札だったのか、その辺についてお伺いいたします。

○木村委員長

答弁できますか。

○宮澤防災課長

丸山委員のおっしゃるとおり、確かに入札につきましては、たしか5月にやっているはずなので、おっしゃられるとおりだと思います。

○丸山委員

ぜひ、私は早めに、これは減額補正をしていただき、次の市民の暮らしに回せるような、そういう配慮をいただきたいなというふうに思います。

それと、お伺いいたしますのは、これはどこに委託されたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○宮澤防災課長

委託先につきましては、株式会社総合環境計画というところでございます。

○丸山委員

ここに関しましては、実績等について、どのようにご検討されましたでしょうか。

○宮澤防災課長

ほかの計画でも実績がありまして、同時期に市原市と、もう一か所、千葉県内でたしか同じ業者で契約をしているところがあると思います。

○丸山委員

私、たしか予算のときにも申し上げたと思うんですけれども、国土強靱化地域計画ということで、なかなか難しい題名は付いていますけれども、実際には、現場をよく知る担当課の職員が、やはり市内のことはきちんと把握されているというふうに思います。

この計画策定が出来上がってきて、これが確定だとは思いませんが、今後、職員の皆さんがどのようにこの計画づくりに、どのように関わっていかれるのか。その辺については、どんなふうにお考えでしょう。

○宮澤防災課長

今回の計画につきましては、計画策定の段階から、幹事会もしくは委員会を庁内に組織いたしまして、全ての課の課長が幹事になっております。それ以外に、また有識者会議とかも開いたんですけれども、今後につきましては、一応、強靱化計画に基づく事業計画の一覧というのを付けさせていただいております。それは各課の方から出させていただいたんですけれども、それに基づいて事業を進めていって、国土強靱化に向かっていくという形になると思います。

また、内容につきましては、随時見直しをかけていければなとは思っております。

○丸山委員

ぜひ、絵に描いた餅で、使えない内容ではなくて、本当に市民を守る、そういう内容にしていただきたいと、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

○石井委員

同じく、すみません、今の質問で関連なんですけど、この国土強靱化地域計画の策定というのは、自治事務になるんですかね、法定受託事務になるのか、どちらになりますか。

○宮澤防災課長

計画自体は国の方で、市町村につきましては努力義務となっております。

○石井委員

つくってもいいし、つくらなくてもいいみたいな感じですよ。強制力がないということになると、本来であれば、法定受託事務に近いと思うんですけど、八街市地域総合計画と、例えば、先般につくられた八街市業務継続計画がございましたよね、それで、今回の国土強靱化がうたわれているので、この地域計画策定をされた。この、いわゆる今回に関しては、国土強靱化の地域計画はどのような防災の一端を担う計画になっているんでしょうか。

○宮澤防災課長

内容につきましては、市の総合計画、また地域防災計画等と、かぶる部分もあるんですけども、国土強靱化につきましては、初めにリスクを洗い出しまして、そのリスクに対して政策を、こういうリスクがあるからこういうふうにといい形で、計画をつくっております。ですから、内容的には、ほかの計画とかぶるようなところも、なくはないと思います。

○石井委員

ちょっと具体的なものがちょっと見えてこなかったもので、もし、地域防災計画ではこううたっているけどもこうだとか、業務継続計画ではこうなっています、または、今回の国土強靱化の計画については、こういう趣旨でそういう市の防災の部分を担当していますというものを、できればちょっと議員の方にお示しいただける資料があれば、ありがたいかなと思いますので、課長、ちょっとお忙しいところ恐縮ですけども、よろしく願いできればと、これは要望ですけど、よろしく願います。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出11款公債費について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書の38ページをお願いします。

11款1項公債費、1目元金は、補正前の額から66万6千円を増額し、19億3千162万1千円に。

2目利子は、補正前の額から646万5千円を減額し、8千388万7千円とするものです。平成22年度の臨時財政対策債、これの10年経過による利率見直しによりまして、不足します元金が増額。また、令和元年度借入額と借入利率の確定によりまして利子の減額となります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表地方債補正、1追加及び2変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書の7ページから8ページ、第3表、地方債補正をお願いします。

先ほど歳入23款市債でご説明いたしましたとおり、新たに地方債を活用する2事業の追加と、事業費の決定等による6件を変更いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第9号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時54分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員